平成２５年（フ）第１３２４１号
東京都葛飾区西亀有１丁目33―８
債務者　大平　正志
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２６１号
東京都北区上中里２丁目４－５
債務者　篠崎　春美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２７９号
東京都板橋区蓮根２丁目31―27―201
債務者　田中　　環
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２８１号
東京都稲城市矢野口1318―301
債務者　佐々木順子（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２８２号
神奈川県相模原市中央区すすきの町30―14―106
債務者　三浦　千鶴（旧姓鎌谷）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２９１号
東京都新宿区新宿６丁目17―１―201
債務者　堀江　忠継
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２９２号
東京都文京区千駄木４丁目23―３
債務者　土嶋　正男
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２９４号
東京都中野区野方４丁目20―13―102
債務者　鶴井　暢人
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２９５号
東京都世田谷区梅丘１丁目20―４―504
債務者　坪　　光良
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２９９号
東京都大田区中央８丁目27―14―301
債務者　櫻井　優子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３０５号
東京都立川市砂川町３丁目34―３　レオパレス21武蔵砂川Ⅰ―205
債務者　水野　　透
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３１２号
東京都調布市下石原３丁目12―２―202
債務者　阿部　倫子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３１３号
東京都板橋区赤塚２丁目33―１―202
債務者　小林　健治
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３１６号
千葉県流山市東初石３丁目130―97
債務者　端本　里奈（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３２０号
埼玉県草加市小山１丁目20―36―302
債務者　中島　　肇
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３２２号
東京都練馬区東大泉７丁目２―12―Ｂ101
債務者　森　セツ子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部